

信濃国松代藩真田家の志野流香道享受について

—国文学研究資料館 寄託 信濃国松代真田家文書群内 香道関係書類を中心に—

国文学研究資料館 外来研究員 武居 雅子

要 旨

本稿では、国文学研究資料館に寄託されている信濃国松代真田家文書に含まれる香道関係文書・史料の精査検証により、真田家における志野流香道受容の様相を具体的かつ実証的に明らかにした。

まず伝書八点について内容の紹介検討を行い、奥書を分析して成立年度や著者、相伝者等を考察した。伝書八点のうち、成立年、著者、相伝の経緯がわかるものは、『十種香表十組 香道之次第聞書』宝暦十二年 戸塚政徳・和田柔周、『十組香道次第聞書』宝暦十二年 戸塚政徳、『志野流香道秘伝』明和五年 篠原勝庸、『十種香次第聞書』安永六年 篠原勝庸である。天明期には成立したと考えられる志野流香道伝書『香道八重垣』の巻四〜八（最終巻）も存在するが、巻一〜三は見られない。

ところが、真田家文書に遺る九点の総包は、それぞれが『香道八重垣』巻一〜三収載の組香に対応するものであり、そのいくつかは炷きながら残存していた。それは実際にそれらの組香が行われた証左と考えられる。以上のことから、真田家では伝書による受容だけでなく、実技を以て志野流香道を楽しんでいたことが窺えた。

またこれら伝書の内、『香道八重垣』『香道伝書』について、国会図書館所蔵の写本と比較したところ、国会本の欠落を補うことができた。具体的には、『香道八重垣』七巻「琴玉香」と『香道伝書卷十』「名香四季部分」である。

さらに、西山松之助『家元の研究』での志野流『諸国香道門人帳』に見られる家元制度確立の経緯を踏まえて、真田家の志野流香道享受が時期を同じくするものであり、近世中期の志野流香道伝播の状況と符合する可能性があることを提示した。なお、真田家所蔵の複数の伝書の書写に関わった篠原勝庸が、真田家における志野流香道の中間的宗匠の役割を担った可能性についても言及した。

キーワード…信濃国松代真田家文書 志野流香道伝書 『香道八重垣』 志野流 『諸国香道門人帳』 家元制度

Tradition of Enjoying *Shino-ryu Kodo* by the Sanada Family of the Matsushiro Domain in Shinano

TAKEI Masako

Visiting Researcher

Kokubungaku Kenkyu Shiryokan (National Institute of Japanese Literature)

Summary

In the Edo period, the Sanada family, which ruled the Matsushiro Domain in Shinano, possessed written documents from the *Shino-ryu Kodo Densho* and packages of incense wood. The *Shino-ryu Kodo* is one of the schools of *Kodo* (the traditional art of appreciating incense).

These documents and packages are currently in the possession of the Kokubungaku Kenkyu Shiryokan (National Institute of Japanese Literature).

In this paper, I explore how the *Shino-ryu Kodo* was accepted and enjoyed by the Sanada family.

First, I examined the contents of eight *Kodo* books in the archive to investigate when the compilations were conducted, who were the authors, and who handed down the traditional art through each book. These details were discovered in four of the eight documents.

Of the eight-volume *Kodo Yaegaki*, which is believed to have been compiled around the Tenmei period for handing down the tradition, only Volumes 4–8 exist in the Sanada archive, and Volumes 1–3 are not available.

Each of nine incense packages in the archive corresponds to one of the *kumiko* assortments of incense variations listed in Volumes 1–3 of *Kodo Yaegaki*. Some of the incense packages contain residues of burned incense wood. From the above, it was found that the Sanada family in the Edo period accepted the *Shino-ryu Kodo* not only through the books but also through enjoying actual incense burning involving practical skills.

Moreover, by comparing *Kodo Yaegaki* and the eight *Kodo* books mentioned above with the copied manuscripts in the possession of the National Diet Library, some missing portions of the Diet library books were able to be supplemented.

This article reports that the Sanada family's start of enjoying the *Shino-ryu Kodo* coincided with the establishment of the *Shino-ryu's Iemoto* master system, based on the process described in *Shino-ryu Kodo Monjincho* (Teachers and disciples of the *Shino-ryu Kodo*) featured in Matsunosuke Nishiyama's *Study of Iemoto*, indicating the possibility of coinciding with the propagation of *Shino-ryu Kodo* in the middle of the early modern period.

This article also mentions the possibility that Katsutsune Shinohara, who was involved in the writing and transcription of several books on the secrets of *Shino-ryu Kodo* in the Sanada family archive, may have played a role as a teacher for the Sanada family and liaison to the *Iemoto* of the *Shino-ryu Kodo*.

Key words: Archive of the Sanada family of Matsushiro Domain in Shinano, *Shino-ryu Kodo Densho*, *Kodo Yaegaki*, *Kodo Monjincho* of *Shino-ryu Kodo*, the *Iemoto* system

はじめに

- 一. 真田家の香道伝書について
- 二. 総包九点と『香道八重垣』の関係
- 三. 近世中期の志野流香道の伝播
おわりに

はじめに

国文学研究資料館に寄託されている信濃国松代真田家文書群は①大名家に深く関わるお手許文書と②明治以後の家扶局関係書類とにわかれ、③藩庁関係資料も若干含まれる。①は、諸規式次第書、叙位・叙爵書類、信之以下藩主及び親族、柳生備前守（幸澄）など他家へ入籍した弟妹らの書状などがあり、宝暦から慶応の仮養子書類包、貴姫以下息女たちの婚姻関係書類や、武器帳を含む御道具帳類六〇冊ほか、短冊・色紙・詠草や香道の伝書類がある⁽¹⁾。

香道関係文書・史料は伝書八点（全て写本）、総包（組香の試香包、本香包をひとつに入れておく包みのこと）九点（内一点のみが総包のみ）、香木二点である。

本稿では、これら文書・史料の精査検証により、松代藩真田家における志野流香道享受の様相を明らかにし、それが近世における志野流香道伝播の状況と符合するものであることを考察する。またこの伝書の内『香道八重垣』『香道伝書』については、国会図書館が所蔵する写本と比較して、国会本の欠落を補完できる可能性が窺えた。

分析の対象とする伝書・史料は、

伝書八点（香伝書の通し番号は筆者による。）

- 1 『十種香表十組 香道之次第聞書』宝暦十二（一七六二）年
- 2 『十組香道次第聞書』
- 3 『志野流香道秘伝』明和五（一七六八）年
- 4 『十種香次第聞書』安永六（一七七七）年
- 5 『十種香伝書』
- 6 『香道八重垣 卷四、五、六』
- 7 『香道八重垣 卷七、八』
- 8 『香道伝書』

総包九点

月見香・新月香・駒止香・四町香・歌仙新月香・住吉香・草木香・

山路香・四季香

香木二点

香銘「みはる仙人」「うすき白しん羽衣」

である。

これら伝書が書写された宝暦～安永年間、真田家藩主六代幸弘の時代である。幸弘は元文四（一七三九）年に松代に生まれ（父・四代信安、母・正室匡章院（前田利章の娘）、宝暦二（一七五二）年六月一〇日に父の死により一四歳で遺領を継ぎ、寛政一〇（一七九八）年八月二日に六〇歳で隠居をし、文化一二（一八一五）年八月三日に七六歳で没している⁽²⁾。真田家の所領は、現在の北信地方であり、天和八（一六二二）年信濃国上田藩より真田信之が一三万石で入封後、明暦四（一六五八）年、三代幸道の相続時に分知の沼田領三万石が独立し、以後一〇万石として幕末までこの地は、真田家の所領として続いた。松代藩は、享保期（一七一六～一七三六）から儒臣を召し抱えていたが、六代幸弘は宝暦八（一七五八）年に、江戸から儒者・菊池南陽を招いて稽古所を興している⁽³⁾。

では真田家の香道伝書から紐解いていく。本稿では、伝書内の数字については漢数字「十」を用いる。なお参考資料「香道の専門用語」を随時参照されたい。

一・真田家の香道伝書について

前記1～8の香道伝書⁽⁴⁾の内容を以下に記す。

1 『十種香表十組 香道之次第聞書』宝暦十二年 横本(縦13.5×横19.6 cm) 全四七丁

香道具の図とその扱い、十炷香之式、宇治山香之式、小鳥香之式、小草香之式、競馬香之式(盤物)、矢数香之式(盤物)、名所香之式(盤物)、花月香之式、源氏香之式、源氏香之図が認められている。

香之式というのは、それぞれの組香の香組、規則、香之記(記録の書き方)、盤物についてはその盤之図、立物図まで一式を記していることを示す。最終丁四七表と四七裏にかけて以下の奥書がある。

右十種香之次第聞

書一部者従先師

所口授也 聊不可許

他見者也

宝暦壬午一陽朔

戸塚政徳

宝暦癸未春三月

写之従戸塚姓伝之

者也 而耳秘

和田柔周

奥書より本書は、宝暦一二(一七六二)年一月一日に戸塚政徳が先師より口授された聞書であり、それを翌、宝暦一三(一七六三)年二月に、和田柔周が戸塚政徳より伝えられ写したことがわかる。これは戸塚政徳から和田柔周に相伝された「完全相伝」形式による伝授と考えられる。戸塚政徳は志野流の人である。

本書は「十種香表十組」と題しながら、九種の組香しか掲載していない。「十種香」とは、「古十組」⁽⁵⁾とも言われる基本的な組香のことであるが、流派によりその内容に異なるがある。

後述の5『十組香伝書』には「連理香 第十」として、「十百座にいたらざれば、連理をゆるされずいふ事」、「秘蔵第一の伝受となり。」「皆かたらず。記録に又残す事いましむ。」とある。本書に「連理香」が見当たらない理由は、連理香が免許皆伝の証しとされる特別な組香だからであろう。

2 『十組香道次第聞書』宝暦十二年 横本(縦13.2×横19.2 cm) 全四一丁

本書は1の写しであり、香道具図の途中「乱箱拵様寸法」に始まり、奥書も戸塚政徳によるものだけで終了している。

3 『志野流香道秘伝』明和五年 中本(縦20×横13 cm) 虫損甚大につき全四九丁か。

最初の数頁は特に虫損が甚だしいが、五表に「一 かうしきかみかざりつけ」(香敷き紙飾りつけ)とあり、その後欠損部分はあるものの二二項目にわたり、香を炷き出すまでの香点法の手続きを記している。その後、「かうたきおわりてしよどうぐとりしまいの事」(香炷き終りて諸道具とりしまいの事)として、一五項目の手続きが記載されている。続いて六項目にわたり文台が記録をとるための手続きが記されている。最終丁表と裏にかけて以下の奥書がある。(□は虫損。ルビ、一・二点は原文ママ)。

右志野流香道手續之

秘伝也 今

君侯因このみちのしんみやうに 此道之神妙而つゝ、しんでたてまつり
謹しん而奉さうでん 相伝おわんぬ 畢このしよわいて 此書於二
臣之門所しんのもんしよ二 許さるゆるさ 佗見者たけんもの
也 敢以告なり あへてもつてもつす 闕な

明和五年 戊子 仲春

篠原臣勝庸上

奥書より明和五(一七六八)年陰曆二月に、篠原勝庸により書写された、志野流香点法及び文台作法(手続き)の伝書であることがわかる。篠原勝庸は4『十種香次第聞書』の奥書にも見える。

4 『十種香次第聞書』安永六年 横本(縦13.5×横20.2cm)全三五丁

本書には未使用の名乗紙、鯨尺で縦三寸八分(14.5cm)、横二寸五分(9.7cm)のもの五枚が挟み込まれていた(写真1)。名乗紙とは組香での答えを書く紙のことである。本書七丁表、「宇治山香之式」に「右名乗紙調様、紙横に二ツ折、又豎に二ツ折、また二に折て裁る。乃ち之一枚にて八枚宛に成也。」として、「杉原紙等にて寸法ハ不定也。元、定法は右之通なり。」の記述がある。現存の名乗紙は、おそらく当時用意されたものと考えられる。紙質は、奉書よりやや薄手で雁皮より厚い、皺のない紙である(6)。

本書も十炷香之式、宇治山香之式、小鳥香之式、小草香之式、競馬香之式(盤物)、矢員香之式(盤物)、名所香之式(盤物)、花月香之式、源氏香之式、源氏香之図が記され、以下の奥書がある。

右十種香之次第聞書

一部者從先師所口授也

聊不可許他見者也

安永六丁酉七月

篠原勝庸

奥書より、安永六(一七七七)年七月に、篠原勝庸により書写されたことがわかる。本書にも連理香は見当たらない。

1、2、4の伝書は「十種香」を扱った伝書であり、いずれにも「連理香」は収載されていない。これは先述の通り、「連理香」が秘伝ゆえにその詳細を記されていないものと察せられる。

5 『十種香伝書』半紙本(縦24.4×横16.8cm)全二四丁

本書も「十種香」が収載されているが、組香の香組、規則、香之記だけで盤物図、立物図はない。源氏香之図についても香之記に名乗としての図が見られるだけで、五二の香之図は描かれていない。また奥書もない。

但し、「連理香 第十」として以下の記載がある(句読点、濁点は筆者による)。

連理香 第十

一 十百座にいたらざれば、連理をゆるされずいふ事

先達の掟にして、此道の秘蔵第一の伝受となり。

故二此一卜初の事。火、銀葉、札筒、折居、聞様、香本、記録、

点法、皆口伝有卜言。

皆かたらず。記録に又残す事いましむ。故人如斯。

今も其掟をおそれ、別にしたがひて□をさし

おく。是此道おしむ家の志をつゝむ也。経の獲麟に

はあらわる香事、爰には□怒。世に□□の人有て

焼合十種ヲなして

説て別なる事しらざるにや。炷合と連理と似たる事は

似たれども別なる事ハ大キニ別なり。

卷六

源平香・六義香・無試十炷香・源氏舞楽香・焼合花月香・鬮鷄香・

新鬮鷄香・蹴鞠香・源氏蹴鞠香・古法十炷香

7 『香道八重垣 卷七、卷八追加』 横本(縦13.5×横19.5cm) 全三五丁

卷七、卷八の順で綴じられている。収載組香は以下の通りである。

卷七

雨乞香・時雨香・五色香・一陽香・二種十炷香・桜香・関守香・

緒手卷香・煙争香・琴玉香

卷八追加(卷八は目録頁に「卷八追加」とあり。)

雲月香・山川香・十二種香・異玉川香・異小鳥香・位香・異忍香・

源氏香古法・六義香古法・歌集香

卷八の最終三五丁裏に以下の奥書がある。

右者志野流香道八重

垣之卷ハ従持明院三位殿

門弟吉野氏所伝授也

香道之至宝濫勿許他見

穴賢

里見忠之進

義陳

篠原雲理

勝庸

6 『香道八重垣 卷四、卷五、卷六』 横本(縦13×横19cm) 全九四丁
志野流の組香伝書『香道八重垣』⁸⁾である。卷六、卷四、卷五の順に綴じられていて錯雑がある。『香道八重垣』は八巻からなり、各巻十組ずつで計八十組の組香が収載されている。組香ごとに香組、使用する香の数、香を炷く規則や順序、得点の付け方などが記されている。主題となる和歌が示され、答えの言葉に和歌や物語由来の言葉を指定する場合もある。このような組香集は実際にその組香を行うためのテキストとして機能する。

本書卷四、五、六収載の組香は以下の通り。各巻に奥書なし。

卷四

和歌題香・古今香・古今和哥香・新古今香・常磐香・当座和歌香・

禁裏香・難波名所香・雪月花香・花軍香

卷五

郭公香・星合香・鳥合香・ウ客香・陸奥名所香・呉越香・八卦香・

四香三景香(四季の誤記)・煙競香・芳野香

国会図書館蔵『香道八重垣』（全八巻）は、各巻末に以下の奥書が記されている（下部は読み下し文）。

右志野流香道八重垣之巻者從持明院三位殿門弟吉野氏所傳授也然閱其書旧本有傳写之誤而多可疑處予憂之多年也斯有門人戸塚政徳者自幼深志於香道從予數年一日不怠矣遂傳香道之奧義畢於此与政徳校考於諸書改旧本之錯簡為童蒙婦人令改正之誠香道之至宝也濫勿許他見穴賢

右志野流香道八重垣の巻は持明院三位殿の門弟、吉野氏より傳授する所なり。然るに其の書を閲するに、旧本傳写の誤り有りて、疑うべき所多し。予、之を憂うること多年なり。斯に門人戸塚政徳という者あり。幼きより深く香道を志し、予に從うこと數年、一日として怠らず。遂に香道の奧義を伝え畢んぬ。此に於いて政徳と諸書を校考し、旧本の錯簡を改め、童蒙・婦人の為に之を改正せしむ。誠に香道の至宝なり。濫りに他見を許すこと勿れ。あなかしこ。

里見忠之進義陳

真田家の『香道八重垣』にはこの奥書は見られない。また国会図書館蔵『香道八重垣』巻七には「琴玉香」が見られないので、本書で補完することができた。「琴玉香」の詳細は資料1を参照されたい。

資料1 『香道八重垣』七巻収載 琴玉香について

*ルビ、（ ）内、↑による注記は筆者による。

琴玉香 二種

琴ト 名付 四包 内一包試

玉ト 名付 右同所

本香六包打交 一包取り除き

残ル五包 炷^{たく}なり 炷^{たく}終て披^{ひら}く也

琴玉香ノ記

この行には正解を記す。↓琴 琴 玉 玉 玉

名乗 琴 琴 玉 玉 玉 (皆^{かひ})

名乗 玉 玉 琴 玉 琴 (一)

月日 香本↑出香者のことであり、左に名を記す。

名

右が、真田家『香道八重垣』七巻収載「琴玉香」の記述である。

琴玉香の規則（ルール）は次のものである。

- ・ 香は二種類で各々に「琴」「玉」と名付け、各四包を用意する。この内一包ずつは試香として本香（本戦）前に炷いて聞き、連衆銘々はそれを記憶する。
- ・ 本香では、香六包を打ち交ぜた後、そこから一包を取り除けて五包とする。
- ・ このように香を取り除けて聞かないことを「捨て香」と言う。
- ・ 残り五包の香を順に炷いて、連衆が五炷全てを聞き終えてから答え

合せをする。

答え合せをすることを披くと言う。

・「琴玉香ノ記」は記録の仕方を示している。名乗の部分には連衆の名を記す。

答えの右の傍線は、筆で正解に付ける点を意味している。右の人は五炷全てを聞き当てているので、「全」あるいは「皆」と記す。

参考

★全ての香を炷き終えてから答え合せをすることを「一炷聞き」と言い、一炷聞いたらずくに答え合せをすることを「一炷披き」と言う。

8 『香道伝書』 半紙三つ切本(縦8.5×横17cm) 全六六丁 虫損 綴じ糸

ほつれあり。

本書の内容は、以下の通りである。

巻一 香之次第・名香目録(十種・追加六種・五十種・百二十種・二百種・新六十種・勅銘三十種・公家方御銘六種・白菊・柴船・千代春・初音・後浅緑) 和香木名寄(勅命四種・他十九種)・香会之式

巻二 名香所分集(木所分類)・香六国五味之弁

巻三 香合之式(永禄元年省巴)・香合目録(文亀元年志野宗信宅十番名香合)

巻四 香継合香留様二十九条

巻五 香具之事 付香盆香割物之名次第

巻六 香炉飾

巻七 香炉之図十七

巻八 香炉灰押形三十二

巻九 香道雜記十七条

巻十 名香四季部分(春・夏・秋・冬・雜・恋・名所)

各巻末に左記の奥書がある(巻二にはない)が、文言はほぼ同様で、傍線部が各巻の内容に即したものになっている(傍線は筆者による)。

右志野流香道書者

持明院三位殿門弟吉

野氏可相伝也。香道古伝

之書付与之。勿忽略焉。

巻三ならば、傍線部は、「香合之式」、巻四は「香継合併二香留様之巻」といった次第である。

国会図書館蔵の同書⁹⁾は、奥書の最後に里見忠之進義陳の署名がある。しかし巻十「名香四季部分」が欠落している。

真田家の本書により巻十を補完することができる。「名香四季部分」とは、歌集の部立に倣い香銘を分類したものである。詳細は資料2を参照されたい。

資料2 『香道伝書』巻十 *ルビは筆者による。□は虫損。

□内に文字のあるものは、一部の筆意から判読可能。

名香四季部分^{よわけ}

六三表 春 白梅 老梅 若菜 花雪 花散里 夏 花葉 青梅 あやめ 端午 落華

六三裏 りんか □ 残雪

雛子 花宴 花雪

むめ 牡丹 花散里

丹霞 春風 軒梅

窓梅 紅梅 春夜

八重桜 雨気花 花溪

桃 花浜 春のみなと

春雪 晩花 春曉

華の賀 佐保姫 山桜

碧桃 春 □ 華林

花陰 春早 春水

すみれ 海棠 花水

六四表 秋 月 紅葉賀 斜月

藤袴 七夕 八重菊

芙蓉 真葛 雁金

初雁 夕霧 秋の野

晩霞^レ もみち 女郎花

白露 秋草 星合

丹楓 野分 かりや

葛ノ花 紫蘭 薄

露草 田面 残月

満月 桂風 海月

□□衣 かつら

六四裏 冬 夕時雨 寒梅 早梅

霜夜 臘梅 雪

雪の曙 雪の野 初ゆき

雪中 寒月 袖の雪

臘雪 衡 薄氷

林雪 相雪 雪のえ

木嵐^レ 竹の雪

雑 富士の煙 玄宗

似 八重垣 雲井

楊さひ 山陰 芳村

江

六五表 こいと 帯 ち、み

松風 有明 おほろ

池水 いさ宵 明ほの

御幸 横ふへ かくれか

小野 清風 野邊

さころも 尾上 たもと

山嵐 まゆすみ 十九

最中 ふし木 埋木

困碁 五更 清香

木かくれ 古里 古川

奈良芝 川浪 梶枕

路竹 しばや 横松

□こへ 唐衣 夕煙

うら風 かんさし 深山路

夕楼 遠景 溪竹

六六表 名残の袖 新まくら 乱髪

夢枕 残生枕^{カクミ} 岩枕

華かたみ 片糸^{サシ} 章

橋姫 私語^{サシゴト}

名所 小倉 小寫

天炊川 相坂 玉川

男山 須磨 明石

野の宮 宮城野 なたの川

うら山 音羽 なのは

立田 飛火野 長安月

名古江野 三芳野 三笠

洞庭

六五裏 志保隘^{シホ} 初音 羽衣

闇香 松風 高根

櫛の戸 一文字 白雲

松の葉 杉 □ 夕暮れ

石帯 朝明 一聲

南山 あ生運 薄雲

鏡 の、め 寸代 硯

嵐 浮舟 蘭

恋 身をつくし 手枕 寢覚

一三寝 おもかげ 立舞袖

小野 三船山 かしま

□か山 宇治 はつせ

以上

六六裏 此一卷古来雖レ非レ所レ定依レ無據取□而不顧□生レ無涯之□終ニ汜手統設后人之笑而已

以上、真田家八点の伝書について総括する。

①奥書により書写年、相伝の経緯が明らかかなもの

1 『十種香表十組 香道之次第聞書』宝暦十二年

戸塚政徳・和田柔周

2 『十組香道次第聞書』宝暦十二年

戸塚政徳

3 『志野流香道秘伝』明和五年

篠原勝庸

4 『十種香次第聞書』安永六年

篠原勝庸

②奥書がないもの

5 『十種香伝書』

③奥書はあるが、国会図書館が蔵する同書からおおよその成立年時や

著者が推定可能なもの

6・7 『香道八重垣』

里見忠之進義陳・篠原勝庸

8 『香道伝書』

戸塚政徳は、国会図書館蔵『香道八重垣』奥書中に登場する人物であり、里見忠之進義陳は、その奥書を書いた人物である。里見忠之進義陳は生没年不詳であるが、天明（一七八一〜一七八八年）頃、里見流を創始した人物で、志野流の流れを汲むと言われる。義陳の後、子の義孟が流派を継承するが、しばらくして里見流は途絶えている¹⁰⁾。

『香道八重垣』に明確な執筆年は記されていないが、おそらく天明頃には成立した伝書と考えられる。また戸塚政徳が、1 『十種香表十組 香道之次第聞書』、2 『十組香道次第聞書』の奥書を宝暦一二年に認め、和田柔周に伝授していることから、『香道八重垣』の成立は、天明より早い、宝暦一二年以降、明和、安永の頃と推定することも可能ではなからうか。和田柔周については現在不明である。

真田家における『香道八重垣』の書写年は、篠原勝庸が書写した3 『志野流香道秘伝』明和五年、4 『十種香次第聞書』安永六年の存在から、

早ければ明和五年前後とも推定できる。

いずれにしても現存の香道伝書から、真田家においては、宝暦一二年の1 『十種香表十組 香道之次第聞書』、2 『十組香道次第聞書』に始まり、3 『志野流香道秘伝』明和五年、4 『十種香次第聞書』安永六年、そして天明頃に成立した伝書と考えられる『香道八重垣』によって、宝暦から天明にかけて、志野流香道が受容されたものと推定できる。

なお、『香道八重垣』と次に見る真田家史料、総包九点・香木二点により、実際に聞香が行われていたことが窺える。

二・総包九点と『香道八重垣』の関係

総包とは、組香の試香包、本香包をひとつにまとめて入れておく包のことである。厚手の和紙（美麗な料紙など）を裏打ちして覆輪を施し、香包を収容する畳紙として使用する（写真2）。総包九点¹¹⁾は、一点（歌仙新月香）を除き、試香包と本香包を内蔵し、炷きながら（香席で炷いたあとの香木・写真3）が残っているものもあった。またこの九点は、左記の『香道八重垣』巻一〜巻三収載の組香に対応するものである。

巻一 住吉香・山路香・草木香・月見香

巻三 四季香・駒止香・四町香・歌仙新月香（歌仙香のことか）・新月香

巻三の駒止香・四町香（写真4・5）¹²⁾・歌仙新月香・新月香の総包は両面仕立てで、それぞれの内側に『香道八重垣』巻二収載の組香・忍香・新宇治香・三体香・新住吉香の名が記されている。紙が貴重であったことに鑑みて、総包を両面仕立てにして流用したものと察せられる。

総包の寸法は、概ね縦五寸二分〜六分（約20 cm〜22 cm）、横四寸一分〜四分（約15 cm〜16 cm）であった。

また山路香の本香包には、二箇所の鶯（炷き出した本香包を順番に畳に差し止めておくための丸棒）による穴跡があり、複数回使用されたことがわかる（写真6）⁽¹³⁾。

本香包は縦三つ折⁽¹⁴⁾で、写真3「草木香」の「三音羽川」のように左上角に小さく「隠し銘」（番号のみで「三」）を記すもの、写真5「四町香」の本香包「源氏」のごとく、左へ張り出した部分に、香の「隠し銘」（源氏）を記すものの二種類があった。これらは、1『十種香表十組香道之次第聞書』八丁裏・九丁表に記載の「本香包之図」に倣ったものといえる。また個々の寸法は、縦二寸七分（約10.5cm）、横一寸五分（約6cm）である。

これらの総包と炷きからの存在は、実際に聞香が行われた証左であり、真田家現存の『香道八重垣』は巻四、五、六を綴じた一冊と、巻七、八を綴じた一冊であるが、かつて巻一、二、三が存在した可能性を窺わせるに十分な証拠といえよう。総包と組香の関係については表1にまとめた。

では次に香木二点⁽¹⁵⁾を確認する。香銘みはる仙人（写真7）とうすき白しん羽衣（写真8）である。いずれも長さ4センチほどの香木である。香木は炷いてみないといずれの六国^(りっくく)であるかは不明だが、高価なものであることに違いはない。香木は小さく割って炷くが一度限りの消耗品である。「草木香」の香包に残る炷きからは香銘「唐衣」、「新月香」の炷きからは「雁金」である。この「唐衣」「雁金」が、「東山殿 御家の香⁽¹⁶⁾」内の名香「唐衣」「雁金」であるか否かは不明だが、現代においても聞香の記念として炷きながら保存することはあり、もしも名香であるならば尚更のことといえよう。

これらの史料から、真田家では香会を開き、志野流香道伝書に収載の組香を行い、伝書による受容だけでなく実技を以て志野流香道を享受していたことが窺える。

表1 真田家総包九点と『香道八重垣』巻一・三収載組香の関係

巻三			巻一			
新月香	歌仙新月香	四町香	駒止香	四季香	月見香	組香名
二包		四包	三包	四包	三包	試香包
十包		十三包	三包	五包	四包	本香包
月		源氏	なし	中央	秋の月	客香
『白氏文集』巻十四 「八月十五日夜禁中独直对月憶元九」 炷きながら残存（雁金）。	総包のみ。	『源氏物語』六条院の女君と源氏による。 炷きながら残存（音羽川・唐衣）。	『新古今集』巻第二 春歌下 藤原俊成 駒止てなを水かはんやまぶきの花の露そ ふ井手の玉川 『新古今集』巻第六 冬歌 藤原定家 駒止て袖うち払ふかげもなし佐野の渡り のゆきの夕暮 『頼政集』重家卿歌合 源頼政 あふみ路やま野のはまべに駒とめてひら の高根の花をみるかな	陶淵明「四時歌」。炷きながら残存 （おかべ）。	春の月、夏の月、冬の月が試香。	典拠または香組の解説、炷きからの有無
						『詞花集』巻第十六 賀 読人不知 君が代の久しかるべきためしには かねてぞ植し住吉の松
						『拾遺集』巻第二 夏 源 公忠 行やらで山路くらしつほと、ぎす 今一こゑのきかまほしさに
						一三三四五を二通り用意し左右に分け、 左を一包とり、右を一包とって左右入れ 替え左右の内一方を聞く。炷きながら残存 （袖の春風・無銘・音羽川・唐衣）。

三、近世中期の志野流香道の伝播

香道は、茶道花道とともに三大遊芸の一つであり、室町時代以来の伝統的な貴族文化として、公家、寺社、武家、富裕町人などの上層社会で行われたものである。江戸初期の普及をみると、それは完全相伝形式をとったもので、そこにはまだ家元制度はみられなかった。完全相伝⁽¹⁷⁾というのは、師匠から一切を伝授され、それを弟子に相伝する権利を与えられるもので、弟子はその階梯にしたがい伝書の書写を許され、それを繰り返すことで印可証明を与えられ、自身もいずれ師匠となることができる。ここでは家元を頂点とするピラミッド型の組織統制は行われな

い。志野流においても初期は完全相伝形式による伝承であったため、蜂谷家が京都で志野流家元の統制をするまでは、御家流や茶道石州流のように、分裂分流して、米川流、藤野流などが成立した。『香道八重垣』奥書に登場した里見忠之進義陳も後に里見流を創始している。そうした分派は、伝書にも錯雑や誤謬が起りやすく、人的結束も小規模で弱いものになりがちである。

この他にも江戸時代初期には、今は断片的な伝書⁽¹⁸⁾は残るものの実態は不明な小笠原流、相阿弥流、風早流といった流派もあった。個別の師資相伝による技の継承と普及が繰り返され、厳しい師弟関係や流派に縛られない、自由な立場で香を嗜む人口が多数存在していたものと察せられる。西山松之助は『家元の研究』でこの時代を百家争鳴の時代⁽¹⁹⁾と名付けている。百家争鳴の時機到来の背景には、堂上方の雅遊の嗜みとしての香が、新たな上層階級となった上流武家社会に浸透したこと、十七世紀後半から十八世紀初頭にかけて台頭した都市部の富裕町人層の文化的要望があったことが考えられる。こうした流行現象の中、享保から延享にかけて、志野、米川、御家の三つの流れを汲んだ大口含翠⁽²⁰⁾に師事した大枝流芳⁽²¹⁾によって、多くの香道伝書が著作されるのであ

る。しかもその一部は京都・大坂・江戸に店舗を持つ植村藤右衛門、植村藤三郎によって板行され、広く流通することになる。

志野流は、志野宗信(一四四三～一五二三)から宗温(一四七七～一五五七)・省巴(一五〇二～一五七一)と志野家で三代続いた後、門下の建部隆勝(生没年不詳)が同門の蜂谷宗悟(?～一五八四)に志野流継承を薦めて第四世とした。そして享保・元文期(一七六一～一七四一)の第八世蜂谷宗栄(?～一七二八)より九世宗先(?～一七三七)の頃に、職業香道人としての家元制度が成立したといわれる⁽²²⁾。

香道人口の増加を背景に、職業香道宗匠として名乗りを上げ、組織を結成し、流儀としての権威を高め、より強固なものにするためにも秘伝書を整備体系化していったものと考えられる⁽²³⁾。

御家流は江戸後期まで師資相伝を踏襲していたために、志野流のような家元制度を組織することはできなかったが、大枝も最晩年には、当初八十八箇条であった御家流稽古箇条を箇条改定とともに内容を改めた百箇条とし⁽²⁴⁾、秘伝固持のための入門誓約之控として「香事明誓八箇条」の制定につとめている。

志野流は九世宗先以降、『志野流香道箇条目録』の成立など流派伝書の整備につとめ、『諸国門人帳』に見られるごとく門人を統制集約する家元制度を確立していく。

西山松之助によれば、志野流『諸国門人帳』は、(一)天明五年乙巳正月吉辰改『諸国香道門人帳』、(二)享和三年癸亥正月吉日『門人帳』、(三)初伝・姓合伝・中伝・・・皆伝にいたる各伝毎の相伝別逐年記録の三部から成っている、とのことである⁽²⁵⁾。

(一)は享保二〇(一七三五)年から享和二(一八〇二)年までの六六年間、(二)は享和三(一八〇三)年から弘化三(一八四六)年に至る四三年間の入門・相伝記録で、年月日・住所・職業あるいは役職と相伝の段階が記されている。西山は(一)(二)の門人帳によって、全

時期を宝暦以前（享保二〇（一七三五）年～宝暦一三（一七六三）年）、明和―天明（明和元（一七六四）年～天明八（一七八八）年）、寛政―享和（寛政元（一七八九）年～享和三（一八〇三）年）、文化―文政（文化元（一八〇四）年～文政二二（一八二九）年）、天保―弘化（天保元（一八三〇）年～弘化三（一八四六）年）の五期に細分した「香道志野流門人職業身分時代別一覧表」²⁶を作成し、そこから五つの特徴を挙げています。

- ①大名ならびにその家臣たちが多いこと。
- ②町人が武家より多いこと。
- ③寛政―享和期に能狂言師が多く、文化―文政期の武家社会に女性が著しく多いこと。
- ④享保―宝暦期に農民が若干みえるのみで、あとはほとんど登場しないこと。
- ⑤町医者・僧侶が多いこと。

①については、「香道志野流入門の大名一覧表」²⁷を掲げ、宝暦四年・八年に各一人、九年に六人、九閏年に二人、一〇年・一三年に各一人、明和五年・安永一〇年に各一人、寛政八年二人、九閏年に三人、九年に一人、享和元年に一人、文化二年と一三年に各一人、と示している。つまり宝暦年間の入門者が一二人と圧倒的に多い。そしてこれら大名の内、津軽藩主・南部藩主・播州姫路藩主・同州赤穂藩主・豊後岡藩主などは、その家臣が多数入門していることも指摘している。

②については、「香道志野流門人職業身分時代別一覧表」より、全門人数二四六九人の内、町人が九一六人（内女性五七人）を占め、三七％の高率を示していること。これに対して武家は、大名、一般、浪人を合わせて八六八人で、この内奥女中を主とする女子が二九六人含まれるか

ら、主体的積極的な武家社会の志野流香道人口は五七二人で全体の二三％に過ぎない、と記している。

町人の門人数が武士を上回るのは享保―宝暦、明和―天明期であり、寛政―享和、文化―文政期は武家の方が若干多い。そして天保―弘化期で、町人が若干増えている。

③の文化―文政期の武家社会に女性が著しく多いことについては、大名の奥方・姫君をはじめ、大奥を主勢力とする女中たちであり、諸大名の香道が、武士の嗜み、すなわち教養としての香道から、遊びの香道へ転化したことを物語っている、と分析している。

④については、江戸時代の農民層には、高度な基礎教養を必要とする香道に備えうる者がいまだ成長していなかったため、と指摘している。しかし、門人となった農民たちは、富裕でかつ教養も高い文化人農民であるか、それらをめぐる文化的集団を構成していたような人々であった、と考察している。

⑤の町医者・僧侶の数が多い点は、町人社会における文化人として、町医の占める位置が高く、文化的には最上層町人とならんでいるから、と記している。

また先の「香道志野流門人職業身分時代別一覧表」によれば、明和元（一七六四）年～天明八（一七八八）年の二五年間が、全職業身分を通して最多の九五六人（内女性六四人）である。武士についてみると、総勢二九四人。内訳は大名二人、一般武士二八七人（内女性三七人）、浪人五人である。先の②全門人二四六九人中で、主体的積極的な武家社会の志野流香道人口五七二人に対して、明和―天明期の武士総勢二九四人から女性三七人を除く二五七人は約四五％にあたる。武家社会においてもこの明和―天明期に最多の門人を獲得している。

以上のことから、西山は、志野流香道は町人社会を主軸として、武家社会にも支持されつつ、その家元制度組織を整備していったことができ

るとし、享保―宝暦、明和―天明期を蜂谷家の家元固成発展期に当たると位置付けている。

また「香道志野流門人地方国時代別一覧表」⁽²⁸⁾によれば、五期を通して最多は尾張五五六人（内女性三六六人）、次いで武蔵（江戸）二二七人（内女性一一二人）、山城（京都）二〇八人（内女性一四一人）である。信濃は、文化元年―文政一二年の一人のみであった。

『入門帳』に名を列することはなくとも、志野流香道に親しんだ人はある程度数居たはずで、そうした裾野の人口なくして流派の繁栄はあり得ないと考えられる。

信濃国松代藩真田家に数冊とはいえども、宝暦、明和、安永の年紀をもつ志野流香道伝書が存在すること、そして、天明頃に成立したといわれる『香道八重垣』を以て実際の聞香が行われた証拠である総包が遺っていることから、真田家の志野流香道享受は、西山の言う「蜂谷家の家元固成発展期」と時期を同じくするものであり、近世中期の志野流香道伝播の状況と符合する可能性があるといえるのではなからうか。

おわりに

本稿では、信濃国松代藩真田家文書内、香道関係文書（伝書八点・史料（総包九点、香木二点）を精査検証して、真田家における志野流香道享受の様相を明らかにした。

また、この伝書の内『香道八重垣』『香道伝書』により、国会図書館が蔵している同伝書の欠落部分を補完できることがわかった。具体的には、『香道八重垣』巻七「琴玉香」と『香道伝書』巻十「名香四季部分」である。

さらに、宝暦、明和、安永、天明にかけての真田家における志野流香道享受は、西山のいう「蜂谷家の家元固成発展期」と時期を同じくするものであり、近世中期の志野流香道伝播の状況と符合する可能性がある

ことを提示した。

真田家の伝書奥書に登場した和田柔周、篠原勝庸両者については不明であるが、志野流香道の伝授を受けたであろうこと、特に篠原勝庸は複数の伝書書写にあたっていることから、真田家における志野流香道享受において、牽引的立場に居たのではないかと考えられる。

香道に限らず家元制度においては、家元を代行する、あるいは門人と家元を繋いで中間教授をする中間的宗匠が必須であり、それらが名取師匠と呼ばれる存在になり、名取制度が確立したのである。西山はこの名取制度を「家元家長的権力の拡大再生産構造」と名付けた⁽²⁹⁾。志野流香道においても、中間的宗匠の存在が、家元制度を支え、流派の繁栄に貢献したものと考えられる⁽³⁰⁾。あくまで推測の域を出るものではないが、篠原勝庸は真田家における志野流香道の中間的宗匠の役割を担ったのかもしれない。

注

- (1) 国文学研究資料館 史料情報共有化データベース「信濃国松代真田家文書3 範囲と内容」より抜粋。
- (2) 福田千鶴「大名の交遊―歴史学から」（井上敏幸研究者代表「近世中：後期松代藩真田家代々の和歌・俳諧・漢詩文及び緒芸に関する研究」第一分冊 論文篇・資料篇 第一部）二〇〇八年、五五―六三頁。
- (3) 『長野県史 通史篇 第六卷近世三』（一九八九年、長野県史刊行会）『北信地方 長野県史 長野県編 近世史料編 第七卷 一』（一九七五年、長野県史刊行会）。
- (4) 国文学研究資料館寄託「信濃国松代真田家文書群内 香道伝書は以下の通り。
『十種香表十組 香道之次第聞書』宝暦十二年 〇〇八五九
『十組香道次第聞書』 〇〇八六〇
『志野流香道秘伝』明和五年 26A/あ〇三七五六
『十種香次第聞書』安永六年 名乗紙五枚あり 〇〇八五八
『十種香伝書』 〇〇八六三

『香道八重垣 卷四、五、六』 〇〇八六一
『香道八重垣 卷七、八』 〇〇八六二
『香道伝書』 〇一〇四二一〇二〇

(5) 「古十組」については、堀口悟・鈴木健夫・村田真知子『江戸初期の香文化 香がつなぐ文化ネットワーク』文学通信、二〇二〇年、二五～二六頁、及び三一～三三頁、三五～三六頁に拠り、以下に記す。これまでは、実践女子大学日野図書館蔵の『香之記序』（『心遠齋香道叢書正編四』）に合冊されていた『十組香之記』元文元（一七三六）年大枝流芳写が古十組香の初出例と考えられていた。『香之記序』は格調高い名文で、偉大な文化人細川幽齋が書いたと伝えられてきた。しかし水戸市立博物館本『聞香伝書』が、内容的には従来「香之記序」として知られている文献であることが判明し、同書奥書に、著者である「岡嶋亦幸」の名が記されていた。本書の発見により、従来の細川幽齋著作説が否定され、翠川文字氏によって新しく岡嶋亦幸説が提唱された（〇二〇四『聞香伝書』）『香道文献目録―所蔵館別―』（香書双書 資料1）、清水書院、二〇一五年、三五～三六頁）。また、水戸市博蔵の『十炷香之記』は、現在通行の「十組香」の古体を示すと考えられる「古十組香」の形式を遺す史料である。『香之記序』と、「十組」を基本とする『古十組香』とは直接の関係はなく、『香之記序』が「十組香」の序文だという大枝流芳説は誤読に基づいていたのである。確かに、大枝流芳は、『改正香道秘伝』（享保十九（一七三四）年跋、元文四（一七三九）年刊）上巻において、「右十組香は、古来よりあり来しを、細川幽齋子始て文となして筆記し給ふものなり。」と述べて、幽齋説を提唱し、付録の『奥の栞』下巻では、「十組香之記、余が伝る所のものは真名序あり。細川玄旨法印の作なり。由来くわし。十組は玄旨法印より前より、ありしものなり。」と記し、「十組香」は、細川幽齋以前にも存在したことを指摘し、自らの幽齋説にやや疑問を呈している。「古十組」に含まれる「十炷香」の最古の香記録について、本間洋子氏は、「末柄豊氏のご教示による」として、「十炷香記録が『言国卿記』文明七（一四七五）年五月二十九日紙背文書にみられ、現在のところこれが最も古い記録と言える」と述べている（『中世後期の香文化―香道の黎明―』思文閣、二〇一四年、一八二頁）。なお、大枝流芳『香道秋の光』（享保十八

（一七三三）年、香熏堂板）「凡例」によれば、「一組香古へより志野家に用ひ来る十組は、十炷香・花月香・小鳥香・宇治山香・郭公香・系図香・小草香・焼合香・源平香・鳥合香也。」とし、さらに、「米川流の十組は右の十組の中、鳥合香・郭公香・源平香の三つを除きて、名所香・矢数香・競馬香の三つを入たり。」とある。

(6) 国文学研究資料館の注記に「短冊五枚」とあるが、これは誤りである。「杉原紙」は、中世から近世にわたって長く製され、公家・武家の公用紙として使用されたという（『角川古語辞典 第三卷』角川書店、一九八七年、四四三頁）。

(7) 連理香について記されたものは少なく、秘蔵第一の伝授として「秘伝の香なればしかたあらはさず」（『連理香』『香道蘭之園』元文の頃、江戸でとりまとめられた御家流伝書）などの文言に終始する。筆者は、志野流伝書『連理伝』（国会図書館蔵一八九一―一八七香道伝書二）で連理香のあらましを知ることができた。この書は、志野流三世不寒齋省巴（一五〇二―一五七一）遺筆の書に、九世蜂谷宗先（？―一七三七）に師事した藤野専齋昌章（生没年不詳）よりの伝授を、昌章の孫・藤野春淳（得意庵朴翁専齋・？―一八一三）が補筆したものである。

(8) 国会図書館蔵『香道八重垣』わ七九二―六 八巻合二冊。各巻収載の組香は以下の通り。

- 卷一…住吉香・松竹梅香・山路香・三種小鳥香・春雨香・鶯香・三夕香・草木香・月見香・三鳥香。
- 卷二…外組花月香・忍香・三体香・恋題香・新宇治香・玉川香・新住吉香・宇治香・替宇治香・一二三香。
- 卷三…四季香・新四季香・駒止香・哥仙香・四節香・四町香・梅炷香・新月香・三炷香・系図香（図二種）。
- 卷四…和哥題香・古今香・古今和哥香・新古今香・常磐香・当座和哥香・禁裏香・難波名所香・雪月花香・花軍香。
- 卷五…郭公香・星合香・鳥合香・宇客香・陸奥名所香・呉越香・八卦香・四季三景香・煙競香・芳野香。
- 卷六…源平香・六義香・無試十炷香・源氏舞樂香・焼合花月香・鬮香・新鬮香・蹴鞠香・源氏蹴鞠香・古法十炷香。
- 卷七…雨乞香・時鳥香・五色香・一陽香・二種十炷香・桜香・関寺香。

緒手巻香・煙争香。琴玉香が欠落。

卷八・雲月香・山川香・十二種香・(異) 玉川香・(異) 小鳥香・位香・

(異) 忍香・源氏香・六義香・哥集香。

以上組香七九組、もとは八〇組。

- (9) 国会図書館蔵『香道伝書』わ七九二一五 一〇巻のうち存九巻九冊。巻十が欠。

- (10) 神保博行『香道の歴史事典』(柏書房、二〇〇二年、三五四頁)。

- (11) 国文学研究資料館寄託・信濃国松代真田家文書群内 総包九点は以下の通り。(一)内は筆者により、残存する炷きがらの香名である。

〔月見香〕 香小包あり。〇一〇四一〇〇一

〔新月香〕 御香木、香小包あり。〇一〇四一〇〇二(雁金)

〔駒止香〕 香小包あり。〇一〇四一〇〇三

〔四町香〕 御香木、香小包あり。〇一〇四一〇〇四(音羽川・唐衣)

〔歌仙新月香〕 総包のみ。〇一〇四一〇〇五

〔住吉香〕 香小包あり。〇一〇四一〇〇六

〔草木香〕 御香木、香小包あり。〇一〇四一〇〇七

(袖の春風・無銘・唐衣・音羽川)

〔山路香〕 香小包あり。〇一〇四一〇〇八

〔四季香〕 御香木、香小包あり。〇一〇四一〇〇九(おかべ)

- (12) 「四町香」は「源氏京極四町香」ともいう。『源氏物語』で光源氏が造営した「六条院」に想を得た組香で、四季に準えた四つの町に住む女君の名が香名に付けられる。春の紫上、夏の花散里、冬の明石方、源氏、女三宮である。秋の町は秋好中宮の里邸であるが中宮ゆえに登場しない。また紫上は春の町の東の対に住まうも、後に女三宮が正妻として正殿に入るので、組香にも登場する次第である。

紫・花ちる里・明石・女三と名付けた香四種を四包ずつ用意し、それぞれ一包を試す。源氏は試のない客香で一包を用意する。本香は十三包を打ち混ぜた後、順番に炷き出し、いずれの香であるかを聞き当てていく。答えには香札を使う。

試なしの源氏を聞き当てると二点得点できる。他は各一点である。

- (13) 本来は香包も複数回の使い回しはしない。

- (14) 他流では縦四つ折のものもある。

- (15) 国文学研究資料館寄託・信濃国松代真田家文書群内 香木二点は以

下の通り。

「みはる仙人」御香木、香小包あり。〇一〇四一〇一〇 長さ4.5cm、直径約4cm。

「うすき白しん羽衣」御香木、香小包あり 〇一〇四一〇一一

長さ4.8cm、直径約4.6cm。

- (16) 東山殿・足利義政が所持したという名香一二六種のこと。

- (17) 西山松之助は『芸道と伝統』(『西山松之助著作集』第六巻、吉川弘文館、一九八四年)「近世の芸道(二) 伝承と創造 1 秘技相伝」

で相伝形式について精査し、御家流のような相伝形式を「完全相伝」と名付けた。師匠と弟子の繋がりのみで、家元不在の相伝形式のことである。本稿では「師資相伝」と表記する。

- (18) 大枝流芳が収集及び編纂書写した香道伝書群『心遠齋香道叢書』(実践女子大学日野図書館蔵)内に、『小笠原流香之筆記』、『香之筆記相阿弥流』(『風早』実種卿家本)等がある。

- (19) 西山松之助『家元の研究』(『西山松之助著作集』第一巻、吉川弘文館、一九八二年、四二五頁)。

- (20) 大口含翠・樵翁 茶人、元禄二(一六八九)年生、明和元(一七六四)年没。七六歳。大坂の人。大西閑齋(江戸前期〜中期の茶人。大和小泉藩主片桐石州の家臣。)に石州流の茶道を学び、のちに一派を創して大口流とした。

- (21) 大枝流芳、香道家、生年未詳、寛延二(一七四九)年〜同四(一七五二)年の間に没。拙稿「大枝流芳の香道伝書『香道深緑』について」で詳述。『藝能史研究』第二二八号、二〇二〇年一月、四六〜六八頁)。

- (22) 注(10) 同書、五六、三六〇、四〇六、四〇七頁。

- (23) 注(19) 同書、四二六頁。

- (24) 注(5) の翠川文字同書、四〇六頁「二八〇一御家流香事稽古目録百箇条註解」解説、及び一六四頁「〇九九〇香事稽古八十八箇条略註」解説。

- (25) 注(19) 同書、四二八〜四四五頁。

- (26) 注(19) 同書、四二九頁。

- (27) 注(19) 同書、四三〇頁。

- (28) 注(19) 同書、四三五頁。

- (29) 注(19) 同書、四四八〜四四九頁。

西山は、「志野流家元の門人帳のなかに、家元制度の最も重要な構造紐帯である名取制度、すなわち家元家長的権力の拡大再生産構造がみえるかどうかを検討しなければならない。この点について『諸国香道門人帳』はほとんど答えるところがない。

紹介者というものを全く記録していないし、いわゆる名取の中間的宗匠を記していないからである。しかしこの門人帳を細かく討究してみると、名取師匠に相当するものの存在を認めることも不可能なことではない。」と記している。

(30)

天保四(一八三三)年から天保一〇(一八三九)年まで続いた天保の大飢饉やそれに伴う百姓一揆・打ち壊し、加えて天保八(一八三七)年の大塩平八郎の乱など、幕政を揺るがす事件により、天保一二(一八四一)年に老中水野忠邦による天保の改革が行われた。この改革によって、志野流香道は停滞期を迎えることとなる。

〔謝辞〕

国文学研究資料館寄託・信濃国松代真田家文書群内 名乗紙、総包、香包、香木の写真掲載をご快諾いただきました真田幸俊氏に御礼申し上げます。

二〇二一年九月三〇日 受付

二〇二一年二月二日 採択決定

参考資料 香道の専門用語

組香 数種の香を組合せ、一定の主題を表現する香のゲームの様式で、文学的主题を持つものが多い。

香組 組香に用いる香木をテーマに沿って選択すること。香種や香包の数、組合せのこと。

聞香 「もんこう」または「ぶんこう」とも読む。聞き香炉に炭団を活け、銀葉（雲母片）の上に載せてくゆらした香木の匂いを嗅いで、その香りが何かを聞き当てる。

盤物 盤立物ともいう。盤上で立物と呼ばれる人形をはじめ、様々な形象を用い、香を聞き当てることに立物を移動させて楽しむもの。組香のひとつで香席に女性が参加するようになり、視覚的な遊戯性を高めるものとして生まれた。

文台 香席での香の当否や、香銘などの記録をする係のことで執筆ともいう。またはその際に使う硯箱や書籍をのせるための長方形で小型の台のこと。

六国^{りっごく} 香木の六つの種類のこと。伽羅^{きゃら}・羅国^{らくごく}・真那賀^{まなか}・真那蛮^{まなばん}・佐曾^{さそ}羅^ら・寸門多羅^{すんもんたら}。伽羅が最も上質で高価である。

五味^{ごみ} 香木の五つの味わいのこと。甘い・酸っぱい・辛い・苦い・鹹^{しおから}い。
試香^{こころみこう} 組香で本香（本戦）で使われる香をゲームの前に炷^たき、それを聞いて香りを記憶すること。

客香 試のない香のことで、客という字のウ冠をとって「ウ」と略され、これを聞き当てる点が高くなることもある。

証歌 組香の主題の典拠となる和歌（または漢詩）のこと。

証詞 組香の主題の典拠となる物語の言葉のこと。

聞きの名目（「めいもく」または「みょうもく」）

組香の主題や依拠文学作品による言葉が指定され、その言葉で答える。名乗り紙（回答を書く紙）に毛筆で認める。

一炷^{いちろう} 香をひとつ炷^たくこと。

札打ち 香札で答えること。

補足 香会（香筵）の客（聞き手・連衆）は一〇人が基本。香会で使う

香木を提供する人を香本（元）または出香といい、香点法をする人と同一の場合が多い。

文台が香席の当否などを記録した紙を「香之記」といい、その香会での勝手で席次の高い者に贈られる。



写真2 「新住吉香」総包
秋が主題の「新住吉香」に因んでの竜田川図か。この総包は両面仕立てで反対側は「新月香」と記され、「新月香」の香包を内蔵していた。

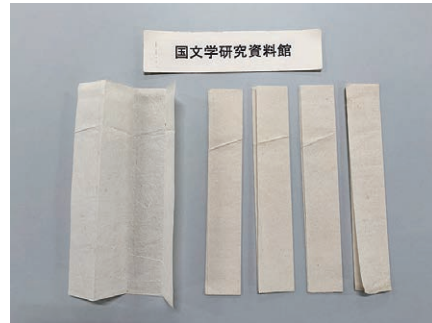


写真1 名乗紙



写真4 「四町香」総包
総包内側に「新宇治香」とあり。両面仕立てである。



写真3 「草木香」
本香包に焼きがらあり。
香銘「音羽川」



写真6 「山路香」総包と本香包
右本香包の上下折目に鶯の穴跡がある。
2度使用した痕跡と考えられる。

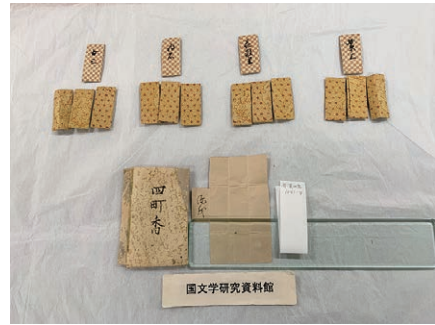


写真5 「四町香」の香組
右上から試香包
紫上・花散里・明石・女三宮
本香包 各三包
手前 開いた客香 源氏の香包



写真8 香木「うすき白しん羽衣」



写真7 香木「みはる仙人」

国文学研究資料館 寄託（真田幸俊氏）：信濃国松代真田家文書群内 香道関係写真の二次使用を禁じます。